国民年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十六号

国民年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、この政令を制定する。

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の六の二の表以外の部分中「の規定により」を「において」に、「第三十条の四十二第一項」を「第三十条の三十七第一項」に、「第三十条の四十三並びに第三十四条の二」を「第三十条の三十八並びに第三十条の三十九」に改め、「場合には」の下に「、法第百八条の四の規定によるほか」を加え、同条の表第三十条の四十二第一項の項中「第三十条の四十二第一項」を「第三十条の三十七第一項」に、「に規定する事務」を「の規定による事務」に、「（国民年金法第十四条」を「（同条」に改め、同表第三十条の四十二第二項の項中「第三十条の四十二第二項」を「第三十条の三十七第二項」に、「に規定する事務」を「の規定による事務」に改め、同表第三十条の四十二第四項の項中「第三十条の四十二第四項」を「第三十条の三十七第四項」に、「、同法第十四条」を「、同条」に改め、同表第三十条の四十三第一項の項中「第三十条の四十三第一項」を「第三十条の三十八第一項」に、「指定情報処理機関」を「機構」に、「の規定により」を「において」に改め、同表第三十条の四十三第二項の項中「第三十条の四十三第三項」を「第三十条の三十八第三項」に、

住民票に記載された住民票コード	同条に規定する基礎年金番号
当該住民票コード	当該基礎年金番号

を

同条に規定する基礎年金番号	住民票に記載された住民票コード	同条に規定する基礎年金番号
当該基礎年金番号		

に改め、同表第三十条の四十三第四項の項中「第三十条の四十三第四項」を「第三十条の三十八第四項」に、「の規定により」を「において」に改め、同表第三十条の四十三第五項の項中「第三十条の四十三第五項」を「第三十条の三十八第五項」に、「の規定により」を「において」に、「都道府県」を「第三十条の四十第一項に規定する都道府県」に改め、同表第三十四条の二第一項の項中「第三十四条の二第一項」を「第三十条の三十九第一項」に、「第三十条の四十三第四項」を「前条第四項」に改め、「又は第五項の規定による措置」を削り、「の規定により」を「において」に改め、「又は第五項に規定する措置」及び「又は第三項」を削り、「第三十条の四十三第二項」を「前条第二項」に改め、同表第三十四条の二第二項の項中「第三十条の三十九第二項」を「第三十条の三十九第三項」に、「の規定により」を「において」に改める。

附　則

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四十九条の規定に基づき、内閣府関係構造改革特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府関係構造改革特別区域法施行規則

構造改革特別区域公社管理道路運営権者が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二十二条第一項の規定により認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約を締結する場合における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成二十三年内閣府令第六十五号）第五条第一号の規定の適用については、同号中「法第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨及びその金額又はその金額の決定方法」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の三第十項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」とする。

附　則

この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年八月三日）から施行する。

省　令

○外務省令第十四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。